

地域課題解決に取り組む創業者の**賃料補助**がスタートします！



# 最大**36万円**補助

「令和の都だぜいふ」で  
創業してみませんか？



## 申請期間

令和6年9月9日～  
令和7年2月7日まで

## 補助対象事業

- (1)本市の学生が市内で創業・就職等により、卒業後も本市との関係継続に寄与する事業
- (2)通過型観光から滞在型観光へと促す事業
- (3)地域を代表する新たな特産品開発に寄与する事業
- (4)市内事業者が抱える経営課題を解決しようとする事業
- (5)その他地域課題解決につながると市長が認めた事業

## 補助対象経費

事業所等の賃料(消費税、敷金、礼金、保証金等を除く)

## 補助額

賃料月額の1/2 最大6万円/月(1,000円未満切り捨て)

## 補助対象期間

交付決定日の翌月から交付年度の3月まで(最大6か月間)

詳細は裏面をご確認ください

## 対象者

## 小規模企業者の事業主で、次の全てを満たす方が対象

- (1)申請日において市内で創業後2年を経過していないこと
- (2)太宰府市が発行する「特定創業支援事業を受けたことの証明書」を持っていること
- (3)市が規定する補助対象事業を行うこと
- (4)法人にあっては本店、個人にあっては事業所等を市内に有すること
- (5)市税を滞納していないこと
- (6)太宰府市商工会の会員又は実績報告時までには会員になる予定であること
- (7)補助金交付決定後、2年以上市内で事業を継続できること
- (8)次のア～エいずれにも該当しないこと

ア 中小企業者・大企業者が実質的に経営に参画していると考えられる事業

イ フランチャイズチェーンの加盟店として営む事業

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業その他これに準ずる事業

エ あらかじめ一定の期間を定めて行われる事業

## 対象事業所等

## 事業のために継続して使用する事業所等であって、次の全ての要件を満たすこと

- (1)申請者が、自ら締結した事業用賃貸借契約に基づく使用权を有すること
  - (2)1年未満の期間を定めて賃貸されるものでないこと
  - (3)市内に所在する物件であって、申請者の**事業以外の用途(居住など)**と兼用しないものであること
  - (4)賃貸人及び転貸人が、次のア～ウいずれにも該当しないこと
- ア 申請者の事業主又はその3親等以内の親族
- イ 申請者(法人)のグループ会社
- ウ 申請者(法人)又はそのグループ会社の役員又は従業員
- (5)バーチャルオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース、レンタルスペース等ではないこと

## 申請書類

## 次の全てを提出

※様式は下記ホームページからダウンロードできます

- (1)太宰府市地域課題解決スタートアップ等賃料補助金申請書
- (2)太宰府市地域課題解決スタートアップ等賃料補助金提案書
- (3)事業計画書
- (4)事業所等の賃貸借契約書の写し
- (5)建物平面図の写し
- (6)特定創業支援事業を受けたことの証明書
- (7)起業した事実が確認できる書類の写し(開業届・履歴事項全部証明書等)
- (8)市税の滞納のない証明書
- (9)本人確認書類

## 申請方法

郵送(下記宛て)または市役所2階産業振興課に持参

## 申請・問い合わせ先

太宰府市観光経済部産業振興課 〒818-0198 太宰府市観世音寺1-1-1

Tel:092-921-2121(内線454) Mail:sangyo-s@city.dazaifu.lg.jp

ホームページ



ページID:2986